

パナソニック株式会社
取締役会 御中

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
大阪市中央区瓦町3丁目6番5号

代表取締役社長 魚住 隆太

取締役 松尾 幸喜

目的及び範囲

当社は、パナソニック株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成し会社のウェブサイト上に開示した電子媒体の「エコアイディアレポート 2010」(http://panasonic.co.jp/eco/env_data/back_number/pdf/panasonic_eiR10j.pdf。以下、「エコアイディアレポート」という。))に対して限定的保証業務を実施した。本保証業務の目的は、エコアイディアレポートに記載されている「グリーンプラン 2010」の2009年4月1日から2010年3月31日までを対象とした指標(以下、「指標」という。))が会社の定める基準に従って作成されているか、また、重要な環境情報が漏れなく開示されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することである。エコアイディアレポートの記載内容に対する責任は会社であり、当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。

判断基準

会社は環境省の環境報告ガイドライン等を参考にして定めた指標の算定・報告基準(http://panasonic.co.jp/eco/env_data/back_number/pdf/review2010j.pdf。以下、「会社の定める基準」という。))に基づいてエコアイディアレポートを作成しており、当社はこの会社の定める基準を指標についての判断基準として用いている。また、重要な環境情報の開示の網羅性についての判断基準としては、サステナビリティ情報審査協会の「環境報告審査・登録マーク付与基準」(http://www.j-sus.org/kitei_pdf/logohuyo_env.pdf。以下、「マーク付与基準」という。))を用いている。

実施した保証手続

当社は、サステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針(2008年2月改訂)及び国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003年12月改訂)に準拠して本保証業務を実施した。本保証業務は限定的保証業務であり、主としてエコアイディアレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

当社の実施した手続には以下が含まれる。

- エコアイディアレポートの作成・開示方針についての質問
- 会社の定める基準の検討
- 指標の把握、集計、開示のためのシステム並びに全社及びサイトレベルでの内部統制の検討
- 全社集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査による原始証憑との照合並びに再計算の実施
- 国内及び海外の事業所ならびに関係会社における現地往査
- マーク付与基準に記載されている重要な環境情報が漏れなく開示されているかについて、質問及び内部資料等の閲覧により検討
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、エコアイディアレポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って作成されていない、または、重要な環境情報が漏れなく開示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社及び本保証業務に従事したものと会社との間には、サステナビリティ情報審査協会の倫理規程に規定される利害関係はない。

以上

環境パフォーマンス指標算定基準

■対象期間

2009年4月1日～2010年3月31日

■対象範囲

くらしのエコアイデア：当年度の全ての開発製品

ビジネススタイルのエコアイデア：工場関連：国内・海外において環境マネジメントシステムを構築している製造事業場等(三洋電機株式会社を除く)、その他：個々の取組に応じた範囲

■算定基準

項目	指標	算定方法
くらしのエコアイデア		
グリーンプロダクツ(GP)	省エネNo.1商品機種数	省エネに関する環境性能値(年間消費電力量等)が発売日時点で業界No.1の商品を省エネNo.1商品と定義し、その機種数をあらわしたものの。日本以外では性能値の業界内把握が困難な地域もあるため、省エネラベリング制度の最上等級を取得した場合も省エネNo.1とみなす。
	ダントツGP機種数	地球温暖化防止(省エネ)、化学物質管理、資源有効利用、環境創造性の4つの特徴項目のうち1項目以上で業界No.1の環境性能を実現した製品(ダントツGP)の機種数をあらわしたものの。 上段の省エネNo.1商品は地球温暖化防止(省エネ)特性に関するダントツGPでもある。
	省エネ機種構成比	日本にて経済産業省資源エネルギー庁が発行する「省エネ性能カタログ(2009年冬版)」において、製品ごとの区分内における順位を元に当社製品をNo.1、上位30%、下位30%(いずれにも属さないものを中位)に振分け、機種数による比率をあらわしたものの。 ただし当社製品の内、生産中止となった製品や明らかに機能が異なると当社が判断する製品についてはカウント対象外としている。
ビジネススタイルのエコアイデア		
工場の省エネルギー	燃料の使用に伴うCO ₂ 排出量	環境省・経済産業省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver. 2.2)」による。
	電力の購入に伴うCO ₂ 排出係数	【日本】 電気事業連合会「電気事業における環境行動計画」にて公表の年度ごとの「使用端CO ₂ 排出原単位」を使用して計算。 各年度購入電力の係数(kgCO ₂ /kWh)は、電気事業連合会による実績の公表と当社計画策定のタイミングの相違等により、0.376(2000年度)、0.425(2005年度、2006年度)、2007年度以降は0.410を固定して使用。 【日本以外】 持続可能な発展のための世界経済人会議(WBCSD)並びに世界資源研究所(WRI)が公開しているGHGプロトコルウェブサイトのCalculation Toolsに記載の各国ごとの数値を採用。全ての年度で、「Electricity-Heat SteamPurchase tool1.0 final」記載の2002年の数値を採用。
	CO ₂ 排出量原単位	【日本】 CO ₂ 排出量/(名目生産高÷企業物価指数 [※]) 【グローバル】 CO ₂ 排出量/(連結売上高÷企業物価指数 [※])
	CO ₂ 以外の温室効果ガス排出量	各ガスの排出量を、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第2次評価報告書(1995年)で定められたGlobal Warming Potential(地球温暖化係数)を用いてCO ₂ 排出量に換算。
工場の化学物質管理	対象化学物質	「化学物質管理ランク指針Ver.3.1」に指定される化学物質(「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」の特定第1種・第1種・第2種指定化学物質を含む)。
	排出量	排出量は大気、公共用水域、土壌への排出を含む。
	移動量	廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律上廃棄物に該当する無償および逆有償リサイクル分は含まない)としての移動と下水道への排水移動を含む。
	除去処理量	除去処理において対象化学物質が場内で中和、分解、反応処理などにより他物質に変化した量。
	リサイクル量	有償リサイクル分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上廃棄物に該当する無償および逆有償リサイクル分(PRTR法に基づく移動量とは異なる)。
	消費量	対象化学物質が生産工程中の反応により他物質に変化したり、製品に含有もしくは付随して場外に持ち出される量。
工場の廃棄物削減	発生量	産業廃棄物と一般廃棄物、有価物の発生量の合計。
	有価物	再資源化業者や処理業者に有価で売却できる不要物。
	原単位	廃棄物・有価物発生量/連結売上高
	リサイクル率	再資源化量/(再資源化量+最終処分量) (再資源化量はサーマルリサイクルを含まない。最終処分量は焼却残渣を考慮している。)
工場の水資源有効利用	水使用量	生産に使用した水使用量合計。(上水道、工業用水、河川、湖水、地下水使用量合計)
	原単位	水使用量/連結売上高
工場環境の管理	NO _x 排出量	大気汚染防止法で規制されるばい煙発生施設(海外においてはそれに類する施設)より大気に排出される窒素酸化物をすべてNO ₂ として計算した総重量。
	SO _x 排出量	大気汚染防止法で規制されるばい煙発生施設(海外においてはそれに類する施設)より大気に排出される硫酸酸化物をすべてSO ₂ として計算した総重量。
	COD汚濁負荷量	法規制、条例、協定のある事業場から公共用水域に排出される排水の化学的酸素要求量の総重量。
	窒素汚濁負荷量	法規制、条例、協定のある事業場から公共用水域に排出される排水の窒素化合物中の窒素の総重量。
	リン汚濁負荷量	法規制、条例、協定のある事業場から公共用水域に排出される排水のリン化合物中のリンの総重量。
物流のグリーン化	エネルギー使用量	資源エネルギー庁 編著「荷主のための省エネ法ガイドブック」による。(対象範囲：パナソニックグループが荷主となっている輸送)国際間物流についても、同ガイドブックの考え方を適用して集計している。
	CO ₂ 排出量	上記で算出したエネルギー使用量等をもとに、環境省・経済産業省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver. 2.2)」による。
	原単位	CO ₂ 排出量/物流重量
製品リサイクル	再商品化率	日本の「家電リサイクル法」で定義されているリサイクル率のことで、無償または有償で譲渡出来る重量/再商品化用に回収された製品重量。
	欧州の回収実績	回収システム毎の回収重量×当該システムにおける当社重量ベース市場投入シェアにより算出。
	米国の回収実績	州法に基づく回収および自主取組みによる回収など。
LE活動の推進	LEファミリーの割合	対象範囲におけるLE活動重点5活動のいずれかに当年度参加したとみなされる従業員数/対象範囲の従業員数 LE活動重点5活動：環境家計簿活動、レジ袋削減運動、環境ボランティア、省エネ製品セレクトエコチャレンジ!、ノーマーカーデー 対象範囲：パナソニック株式会社、及び同様の労働協定会社でLE活動実施の会社、パナホーム、左記以外のLE活動実施会社・団体
※ 企業物価指数		日本銀行発表の2009年4月～2010年3月の企業物価指数(電気・電子機器部門)の平均値をもとに、日本のCO ₂ 排出量原単位については1990年を、グローバルのCO ₂ 排出量原単位については2000年を基準年として調整した企業物価指数。